

第5回農業技能実習事業協議会

(議事要旨)

日 時：令和6年7月16日(火) 15:00～16:00

※オンライン形式で実施

出席者：

1. 構成員

【農業関係団体】

一般社団法人 全国農業会議所	農政・経営対策部	部長	黒谷 伸
	農政・経営対策部	次長	柿川 洋介
	農政・経営対策部	相談員	八山 政治

公益社団法人 日本農業法人協会	業務課長	高須 敦俊
	業務課主査	高原 聡

一般社団法人 全国農業協同組合中央会	営農・担い手支援部	部長	元広 雅樹
	営農企画課	考査役	石澤 哲

【事業所管省庁】

農林水産省 経営局	就農・女性課	課長	尾室 幸子
		女性活躍推進室長	伊藤 里香子
		経営専門官	小笠原 隆
農林水産省 農産局	園芸作物課	課長補佐	宇佐美 直樹
	果樹・茶グループ	課長補佐(果樹振興)	浅野 真宏
農林水産省 畜産局	総務課	畜産総合推進室 室長	新井 健一

2. オブザーバー

【制度所管省庁】

出入国在留管理庁	在留管理支援部	在留管理課	
	特定技能・技能実習運用企画室	室長	安東 健太郎
厚生労働省	人材開発統括官付	海外人材育成担当参事官室	
		技能実習監理官	佐藤 純
		海外人材育成対策専門官	児玉 祐基
外国人技能実習機構	企画・広報課	課長	白鳥 徹

議事要旨：

農林水産省より冒頭あいさつがあった。

- ・「入管法等改正法案」の法案審議においても、人権尊重・失踪に関する状況把握、必要な改善措置等について業所管省庁として更なる対応を求められている。
- ・制度所管省庁からの説明、そして農業団体からの意見等に基づき、より良い制度運用に向けた情報共有・意見交換を行いたい。

1. 外国人技能実習制度の現状及び課題等

(1) 外国人技能実習制度の現状及び課題等

○出入国在留管理庁から「資料１－１」について説明があった。

- ・令和５年の技能実習法に基づく行政処分等の状況については、監理団体の許可の取消しは名義貸しが多く、計画認定の取消しについては労働関係法令違反が主なものとなっている。農業分野においても、人権侵害行為や、入管法・労働関係法令違反、例えば不法就労助長があった。
- ・最新の失踪者数は精査中であり、おって、共有したい。令和４年の失踪者数について農業分野（耕種農業）は７７９人で２番目に多い。
- ・業所管省庁と連携し対応を考えていく。失踪の原因として、例えば、入国前後の認識が異なっていた点が挙げられる。失踪技能実習生を減少させるための施策として、直近では、技能実習生の不法就労等防止及びハラスメント防止に係る周知を行っている。また、意思疎通不足解消のための「こうかんノート」を推奨している。
- ・育成就労制度施行までの３年の間、適正化を進めてまいりたい。

○厚生労働省から「資料１－２」について説明があった。

- ・現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする育成就労制度を創設した。
- ・受入れ対象分野として農業を含む特定産業分野に限定して認める方向で検討することになっている。また、季節性のある分野で業務の実情に応じた受入れ形態を検討となっており、具体的には、農業あるいは漁業といった季節性のある分野に限って派遣形態による受入れを認めるということにしている。派遣形態で受け入れる場合には派遣元と派遣先があらかじめ季節に応じた就労先を特定していただいて派遣先を含めた計画を作成して共同で育成就労を行っていただくこととなる。

(2) 農業関係技能実習の運用状況等について

○全国農業会議所から「資料２－１」について説明があった。

- ・実習実施者数について、昨年までは新型コロナウイルス感染症による行動制限等の影響により、減少傾向であり、専門級試験受験者については、ピーク時に比べると半減している。今年度については、受験者数は回復してきている。

○日本農業法人協会から「資料２－２」について説明があった。

- ・当協会の失踪対策として、面接合格者のうち訪問可能な家を選択し家庭訪問を行ってきた。家庭訪問は家族と雇入れ企業、監理団体との信頼関係の構築に大変寄与しており、家庭訪問を実施した実習生からはほとんど失踪者を出していない。また、失踪者が多い送出し機関からは新規採用せず、新しい送出機関と契約し、そこから新規採用するようにしている。更に、就労環境の整備として、「人権方針」の策定等も行っている。
- ・育成就労法に関する要望事項としては、関係団体でとりまとめているところ、農業のみならず、外国人材から日本が選ばれる人材育成・労働市場として、政府・各業界団体が一体となり取り組む必要がある。また、新たな制度においても、最大限人権に配慮されるよう制度設計や運用の徹底を行うことが必要。

○全国農業協同組合中央会から「資料２－３」について説明があった。

- ・現在個人農家で実習している人は国民年金の対象となっているところ、国民年金は定額であること、世帯構成の状況によっては、国民年金保険料の減免の対象となっている人がいる。被用者保険の適用拡大が行われた場合、不利益が生じるのではないかと懸念している外国人材がいる。

（３）事務連絡等

○農林水産省から「資料３－１」及び「資料３－２」について説明があった。

- ・事務連絡として、不正行為等の情報共有等の取組の徹底及び優良事例の収集については、特定技能制度における事例収集と併せて関係団体に協力を依頼。

２．質疑・応答

- ・なし

以上